

## 都市計画法第 53 条の建築許可の特例について

### 1 概要

都市計画施設の区域内に建築物を建築する場合、都市計画法（以下「法」という。）第 54 条の基準を満たす必要がありますが、都市計画施設が地下式で整備済み又は事業時における構造形式が地下式で決定された区域の土地については、法第 54 条の許可基準を緩和します。

#### 通常の許可基準

##### 法第 54 条（許可基準）

- ・階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に定める主要構造部をいう。）が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。

#### 特例の許可基準

##### 法第 54 条（許可基準）

- ・階数及び構造の制限はなし。
- ただし、事業施行者又は施設管理者（以下「事業施行者等」という。）との協議を了しているものとする。

### 2 協議を了していることの確認方法

特例許可の申請があった土地について、厚木市が事業施行者等に照会を行い、協議を了しているか否かを書面（様式 1）にて確認するものとする。

なお、法第 53 条許可の標準処理期間は 15 日だが、特例を受ける場合はこれによらないものとする。

### 3 許可の流れ

